

生駒市行政改革大綱(案)

令和元年度～令和6年度

令和元年 月

生駒市

はじめに

当市では、平成31年3月に策定した『第6次生駒市総合計画』では、多様な生き方や暮らしをかなえる機会や場、人と人のつながりが豊かにあるまち（ステージ）において、主役である市民が、仲間を得て、夢をかなえ、輝く人生を送れるよう、まち全体が応援してくれる、そういうまちへと当市が進んでいくことを目指して、将来都市像を「自分らしく輝けるステージ・生駒」と設定した。あらゆる世代の市民が安全で安心して健康に暮らし、未来を担う子どもたちを育み、「生駒に住みたい」、「生駒にいつまでも住み続けたい」と思えるまちを築いていくため、まちの魅力を高めるための施策に積極的に取り組んでいる。

一方で、人口減少・少子高齢化、安全・安心への意識の高まり、ライフスタイルや価値観の多様化など、社会構造が大きく変化している。また、高齢化の進行等による社会保障関係費の増加、公共施設やインフラ施設の老朽化に伴う厳しい財政状況、多くの職員が定年退職を迎えることによる職員の経験不足など、当市の行財政運営に影響を及ぼす課題が多くあり、将来にわたって持続可能な行財政運営を続けていくことへの懸念が生じている。

このような問題に対応するため、限られた経営資源を有効活用し、市民、地域コミュニティ、事業者、NPO、大学等の教育機関、各種団体との協働による行政運営を行い、行政サービスの質と地域活力の維持・向上を図るとともに、既存の行政手法や組織の見直し、分野間の連携の強化など柔軟な施策展開を図り、経営戦略的な取組を進める必要がある。

また、多額の費用を要する公共施設の更新については、『生駒市公共施設マネジメント推進計画』を策定し、公共施設の安全性及び機能性を維持しつつ、人口推計やニーズ等を勘案した計画的な更新・統廃合を進めていく必要がある。

このように、当市を取り巻く環境は一層厳しくなることが予測され、市の将来を見据えた行政改革が急務であることから、これまでの行政改革大綱の考え方や基本理念を継承しつつ、更に発展させた行政改革大綱を策定し、持続可能な行財政運営に努め、世代を超えて住み続けたい、未来に向けて住みたいまちを「次世代へつなぐ」ことを目指すものである。

目 次

第1 行政改革の背景と必要性	1
1 これまでの行政改革の取組	1
(1) 提言と成果	1
(2) 市民満足度調査の分析	2
(3) 平成24年3月策定行政改革大綱 後期行動計画における成果と課題	3
(4) これまでの行政改革の取組まとめ	4
2 生駒市を取り巻く状況	5
(1) 人口動向と推計	5
(2) 財政状況と見通し	7
(3) 公共施設等の現状	13
(4) 職員数の推移	16
3 行政改革大綱の継続・充実の必要性	17
(1) 前行政改革大綱の取組を踏まえた課題	17
(2) 新たな行政改革大綱の必要性	17
第2 行政改革大綱の基本的な考え方	18
1 行政改革大綱の位置づけ	18
2 第6次生駒市総合計画の推進	18
3 行政改革の目的	19
第3 目標と方針	20
1 目標	20
(1) 基本目標	20
(2) 数値目標	20
2 基本方針	20
第4 推進期間	21
第5 基本方針	22
1 健全な財政基盤の確立	22
2 歳入増につながる施策の創出、強化	23
3 ファシリティマネジメントの推進	24
4 市民、事業者等との協働によるまちづくりの推進	25
5 時代に対応できる柔軟で連携のとれた機能的な組織づくりと人材育成の推進	26
第6 推進手法	27
1 推進体制	27
2 進行管理	27

第1 行政改革の背景と必要性

1 これまでの行政改革の取組

(1) 提言と成果

当市における行政改革は、昭和 57 年度から庁内プロジェクトチームを中心に取り組んできたが、平成 18 年度に、学識経験者、市民団体の代表及び公募市民で構成する生駒市行政改革推進委員会を設置して、外部組織の幅広い視点を取り入れた『行政改革大綱』（計画期間：平成 19 年度～平成 23 年度）を策定した。その後、平成 24 年度には、平成 18 年度策定の行政改革大綱の基本目標である「創意工夫のできる自律型自治体へ変革すること」と、「協働」「効率」「自立」の 3 つの基本理念とを踏襲した『行政改革大綱』（計画期間：平成 24 年度～平成 28 年度）を策定し、行政改革に取り組んできた。

[行政改革の取組]

年度	提 言	主な取組・対応
18	行政改革大綱の策定（計画期間：平成 19 年度～平成 23 年度）	行政改革大綱に基づく取組の開始
	生駒市の入札制度改革に対する提言書	入札制度や契約制度の調査・見直しを実施し、公平で透明性の高い入札・契約制度を構築するため、電子入札の導入や入札監視委員会を設置
	生駒市における効果的かつ公正な広聴の仕組づくりに向けた提言	法令遵守推進条例を平成 19 年 11 月に施行。「要望等記録制度」や「公益目的通報」などの体制・制度を構築
	補助金等の見直しに関する提言書	147 件中「廃止」と提言されたもの 18 件（うち 13 件廃止）
19	未利用財産活用に関する提言書	今後も利用計画のない物件について売却 売却実績 7 件 (土地 1,698.68 m ² 、建物延べ 113.45 m ²)、計 111,307,000 円
	適正で透明性の高い補助金制度の構築に向けた提言	「生駒市補助金交付規則」の制定及び「生駒市補助金制度に関する指針」策定
	事務事業のあり方に関する提言	生駒市の事務事業全般（472 事業）について点検・評価
21	行政委員会委員報酬の適正化に向けた提言	行政委員会（教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び公平委員会）の各委員報酬について、月額で支給していたものを、日額で支給するよう改正
	外郭団体に関する提言～外郭団体の自主性・自立性の強化に向けて～	「廃止（解散）すべき」と提言された 2 団体（「生駒市土地開発公社」及び「(財)ふれあい振興財団」）のうち「(財)ふれあい振興財団」を解散
	議員及び特別職報酬等の適正化に向けた提言	市長及び副市長の報酬 10% 削減
	職員数及び給与等の適正化に向けた提言	職員数：907 人（平成 21 年 4 月 1 日） →824 人（平成 31 年 4 月 1 日） 特殊勤務手当の見直しを実施
	アクションプランに関する提言書	平成 19 年 3 月策定行政改革大綱の前期アクションプランの検証と後期アクションプランを提言
22	補助金等の見直しに関する提言書	144 件中 36 件抽出し提言。36 件中「廃止」と提言されたもの 9 件（うち 4 件廃止）
24	行政改革大綱の策定（計画期間：平成 24 年度～平成 28 年度）	行政改革大綱に基づく取組の開始
25	補助金等の見直しに関する提言書	138 件中 27 件抽出し提言。27 件中「廃止」と提言されたもの 9 件（うち 3 件廃止）

(2) 市民満足度調査の分析

前行政改革大綱は、真に必要なサービスを維持し『生駒市自治基本条例』のルールに基づき、『第5次生駒市総合計画』の実現によって「市民満足度の向上」を図ることを最終目的としているため、平成24年度以降に実施した「市民満足度調査」を前行政改革大綱の基本理念ごとに分析を行い成果を検証した。

ア 「協働」(市民との信頼関係に基づいたまちづくりの推進)

「協働」に関する設問6項目中4項目は満足度が上昇しており、現在の取組は一定の成果を得ているといえるが、内容を見ると、「市民活動や地域活動の支援」の満足度が上昇しているが、地域の活動に関する満足度は上昇していない。また、市の情報を正確に入手しているかの設問は、満足度が上昇しているが、情報の活用については上昇していない。

市民満足度調査結果（「協働」に関する設問）

No	アンケート項目	行革大綱	H24	H27	H29
1	生駒市が実施している取組やサービスについて、現状の「満足度」をおたずねします。				
	市民活動や地域活動の支援	1(2)	51	50	54
	情報公開	1(1)	51	49	52
2	生駒市の目指す姿に対して、市の現状をどのように感じておられるか。				
	111-1 市民と行政がそれぞれの役割分担と責任に基づいてお互いの立場や特性を尊重しながら、協働によるまちづくりが行われている。	1(2)	48		
	111-2 市民と市、市民同士が互いに対等な立場で相互に補完し合い、協働によるまちづくりが進んでいる。			50	52
	112-1 市民が知りたい地域や市の情報を早く・簡単・正確に入手している。	1(1)	51	53	58
	112-2 市が発信している情報を市民が有効に活用している。	1(1)	53	53	53
	121-1 地域の連帯感や助け合いの意識が高まり、自発的な活動が進んでいる。	1(2)	53	53	52

※「満足」を100点、「やや満足」を75点、「普通」50点、「やや不満」を25点、「不満」を0点として得点化。年度によって設問が異なっている箇所は空欄としている。

イ 「効率」(経営的視点に基づいた効率的な行政サービスの提供)

「効率」に関する設問9項目中8項目の満足度が上昇しており、多くの取組が市民に認識されているとみることができる。

「ごみの減量や分別収集」は満足度を下げたが、平成29年度には回復しており、一定の理解が得られたと言うことができる。

市民満足度調査結果（「効率」に関する設問）

No	アンケート項目	行革大綱	H24	H27	H29
1	生駒市が実施している取組やサービスについて、現状の「満足度」をおたずねします。				
	環境教育	2(4)	50	50	53
	ごみの減量や分別収集	2(4)	51	44	50
2	生駒市の目指す姿に対して、市の現状をどのように感じておられるか。				
	141-1 市民のニーズに基づく行政運営が行われ、市政に対する市民の満足度が高まっている。	2(1)	47	50	51
	141-2 総合計画の進行管理が適切に行われ、計画の目標が達成されている。	2(1)	45	49	52
	142-2 質の高い公共施設の管理運営が、安定的に行われている。	2(3)	53	53	55
	331-1 5Rの意識が、市民や事業者に浸透している。	2(4)	53	58	59
	331-2 ごみ排出のルールが守られ、資源化による燃やすごみの減量化が一層進んでいる。	2(4)	60	64	65
	332-1 市民・事業者・行政の協働により、環境負荷の少ないまちづくりが進んでいる。	2(4)	48	48	50
	332-2 環境活動に参加するなど環境に配慮して生活する市民が増えている。	2(4)	50	57	57

ウ 「自立」(自立した自治体への変革)

「自立」に関する設問 6 項目中 3 項目の満足度が上昇している。「少数精銳で効率的・効果的な組織体制」では、平成 24 年度から 7 ポイント上昇しているが、「社会情勢に合った柔軟な組織」では、平成 24 年度から変わっていない。「自立」に関する設問については、一定の成果があったと言うことができるが、市民にとってわかりにくい部分でもあり、引き続き市民理解を得られるよう情報を発信していく必要がある。

市民満足度調査結果（「自立」に関する設問）

No	アンケート項目	行革大綱	H24	H27	H29
1	生駒市の目指す姿に対して、市の現状をどのように感じておられるか。				
	143-1 社会保障費増大に対応し、かつ投資的経費も貯まる強い財政運営が確立されている。	3(1)		43	49
	143-2 財政指標が健全な状態である。	3(1)		57	56
	143-3 現在必要な事業は確実に執行しつつも、将来世代への借金が極力抑制されている。	3(1)	45	42	51
	144-1 少数精銳で効率的・効果的な組織体制となっている。	3(5)	42	44	49
	144-3 市役所は社会情勢に合った柔軟な組織になっている。	3(5)	53	48	53
	144-2 職員が能力を向上・発揮して業務を遂行している。	3(4)		53	53

（3）平成 24 年 3 月策定行政改革大綱 後期行動計画における成果と課題

後期行動計画取組状況について、平成 30 年 2 月に生駒市行政改革推進委員会から次のとおり評価された。

〔後期行動計画取組状況評価（平成 28 年度末時点）〕

評価区分	重点項目		推進項目		項目計	
	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)
A：高い成果が得られた	4	28.6	2	28.6	6	28.6
B：予定どおりの成果が得られた	5	35.7	4	57.1	9	42.9
C：一定の成果が得られた	2	14.3	0	0.0	2	9.5
D：やや不十分な成果にとどまった	3	21.4	1	14.3	4	19.0
E：成果は不十分であった	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	14	100	7	100	21	100

A評価とされた項目とB評価とされた項目を合わせると、全 21 項目の 71% である 15 項目を占めており、計画的に取組が進められ成果が出ている。しかし、重点項目※1については、14 項目のうち 3 項目がD評価、推進項目※2においても 7 項目のうち 1 項目がD評価となっており、これらの項目については、成果が得られなかった原因を分析し、今後の取組や施策につなげていく必要がある。

また、継続的な取組によって一定の成果があった項目についても、この成果でとどまらず、更なる市民サービスの向上のため、引き続き行政改革の推進に向け取り組んでいく必要がある。

※1 重点項目：「行政運営の状況の分かりやすい情報提供・効果的な情報共有」「市民自治協議会の設立拡大と運営支援」「市民、NPO など協働のパートナーへの支援」「総合計画に基づく施策・事業の進行管理」「民間委託の範囲の拡充など民間活力のさらなる活用」「既存公共施設等の活用と長寿命化に向けた中長期的な計画策定」「広域連携を活用した事業等による市民サービスの向上」「環境マネジメントシステムの推進による公共施設の省エネルギー化」「ごみ半減プランの推進」「財政計画に基づく経常収支比率等の指標管理」「中長期的な税財源等の安定確保に向けた重点投資」「行政需要を踏まえた職員数の適正管理」「能力と意欲に応じた柔軟な任用制度の構築」「重点施策を効果的に推進で

きる組織機構の構築と柔軟な運営」

※2 推進項目：「情報共有の充実に向けたツールの活用」「市民政策提案制度の効果的な運用」「指定管理者制度の効果的運用」「市税の収納対策の推進」「人件費の抑制と能力・実績を重視した給与制度の構築」「人事評価制度の効果的な運用」「職員の資質向上・能力開発の推進」

(4) これまでの行政改革の取組まとめ

市民満足度の向上を図ることを最終目的とするこれまでの行政改革大綱の基本理念である「協働」「効率」「自立」であるが、これらに関する市民満足度調査では、21項目中15項目で満足度が上昇していることから、一定の成果が得られている。一方で、前行政改革大綱後期行動計画の取組評価では、「協働」に関する項目がD評価であり、また、市民満足度調査における「協働」に関する設問でも6項目中2項目が上昇していないことから協働の取組は進みつつあるものの、未だ広がりが見られない現状がある。これは、今までの取組が市民ニーズに応えるサービス、市民に満足を与えるサービスを中心に行われてきたことが大きな要因と考えられ、今後は、市民が主体的にまちづくりに参画し、市民と共に協創のまちづくりを進めることが必要である。

情報発信力に関しては、前行政改革大綱後期行動計画の取組評価では、「様々なツールを活用し情報発信している」と評価されているが、市民満足度調査における、「市が発信している情報を市民が有効に活用している」の項目では、評価の伸びが見られなかつたため、市民が活用しやすい情報の発信を進めていく必要がある。

これまでの取組は、概ね計画的に進められているが、後期行動計画の取組評価でD評価であったものについては、その原因是、取組方法だけではなく、目標の設定にも求めることができ、必要に応じて取組内容や目標の見直しを実施していく必要がある。一定の成果が得られた取組に関しても、今後の厳しい財政状況を踏まえ、市民ニーズ、社会経済情勢の動向を意識しながら、引き続き行政改革に取り組んでいくことが求められる。

2 生駒市を取り巻く状況

(1) 人口動向と推計

ア 人口動向

当市は、平成 30 年 10 月 1 日現在で、総人口は 120,118 人、世帯数は 50,061 世帯となっており、平成 25 年 11 月の 121,350 人をピークに人口減少に転じている。

これまで、自然動態と社会動態の両方が増加することで大きく人口が増加してきた。自然動態では、出生数が死亡数を上回り、「自然増」を続けてきたものの、近年は出生数が横ばいとなっている一方で死亡数が増加し、死亡数が出生数を上回り、自然動態はマイナスに転じている。

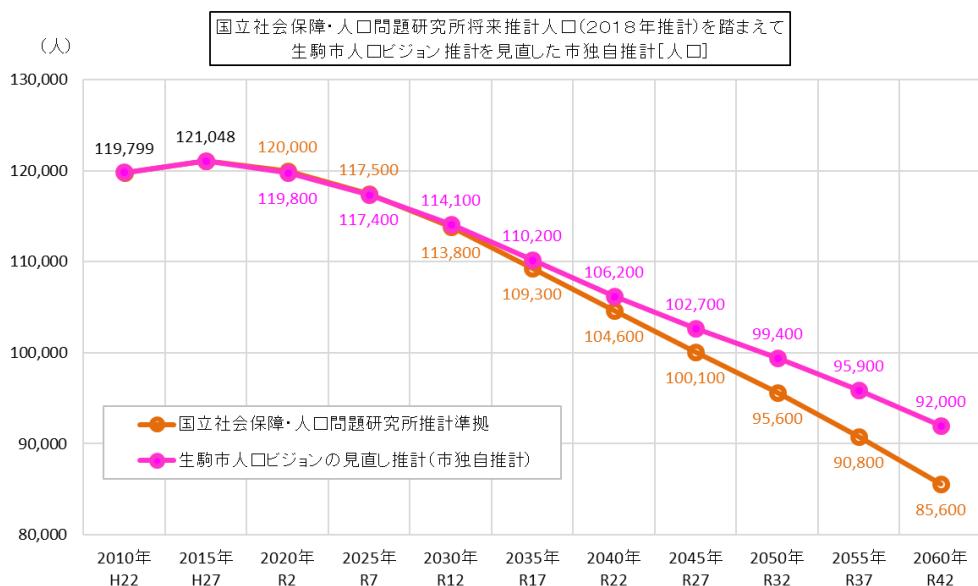
一方、社会動態では、転入が転出を上回り、「社会増」を続けてきたものの、近年は転出が転入を上回り、社会動態もマイナスに転じている。

イ 生駒市人口ビジョンによる人口推移

当市における人口推移は、過去の人口動態を踏まえつつ、今後の少子高齢化の進展を想定し、国が推し進めている『まち・ひと・しごと創生総合戦略※1』に基づく首都圏への一極集中の是正や、『生駒市まち・ひと・しごと創生総合戦略※2』に掲げる市内の子育て層への支援や市外からの子育て層の転入を促すための政策的な取組による効果を総合的に考慮して推計した結果、令和 2 年（2020 年）から本格的に人口減少に転じ、その後一貫して減少を続け、令和 42 年（2060 年）には概ね 9 万 2 千人になると見込んでいる。

※1 まち・ひと・しごと創生総合戦略：地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服することを目標として、平成 27 年度（2015 年度）から 5 年間の国の政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたもの

※2 生駒市まち・ひと・しごと創生総合戦略：「女性が活躍しながら、安心して 2 人目、3 人の子どもを産み、育てられる先進的住宅都市・生駒」を目指すまちの姿として設定し、その実現を目指して、出生率の向上や子育て世帯の定住促進・転入増加を図るための基本目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたもの



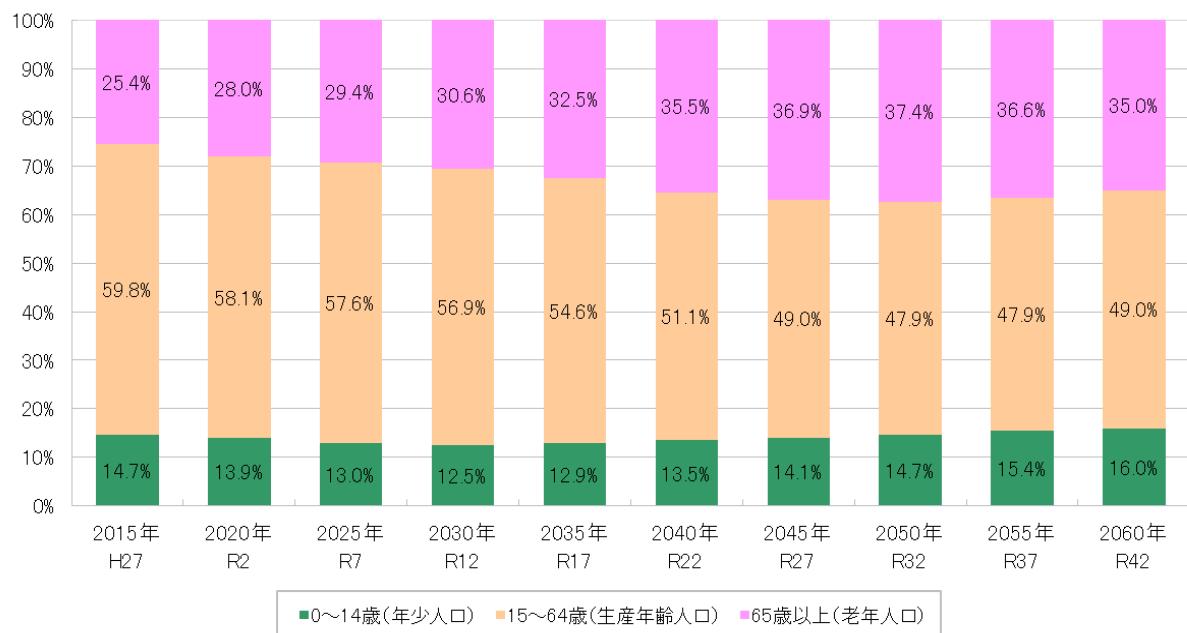
ウ 年齢別人口構成の推移

1970年代の高度経済成長期から1990年代前半のいわゆるバブル経済期まで、大阪の都心部に近接する地理的な好条件もあり、大規模住宅地開発が進み、急激に人口は増加し続けたが、高度経済成長期以降に転入してきた世代が高齢化を迎えたことから、平成30年（2018年）で27.4%の老人人口比率（65歳以上）は、令和5年（2023年）には28.8%に、令和32年（2050年）には37.4%まで増加し、その後減少に転じると見込んでいる。

また、生産年齢人口比率は、平成30年（2018年）の58.5%から令和5年（2023年）には57.8%に、令和32年（2050年）には47.9%まで減少し、その後増加に転じると見込んでいる。

年少人口比率（14歳以下）は、平成30年（2018年）の14.2%から令和5年（2023年）には13.4%に、令和12年（2030年）には12.5%まで減少し、その後増加に転じると見込んでいる。

国立社会保障・人口問題研究所将来推計人口(2018年推計)を踏まえて
生駒市人口ビジョン推計を見直した市独自推計[年齢別人口構成]

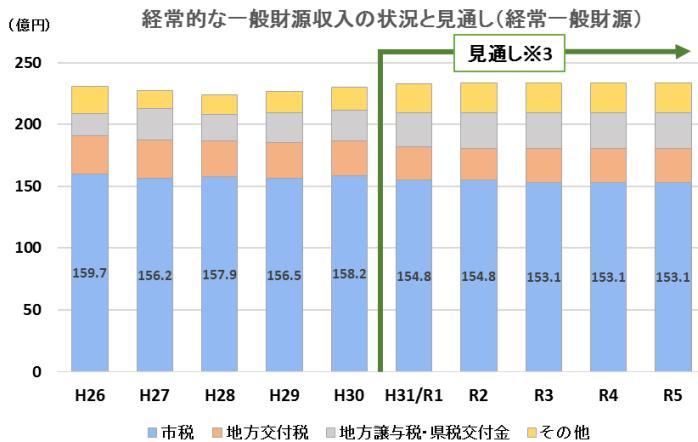


(2) 財政状況と見通し

平成 26 年度から平成 30 年度までの決算及び平成 30 年度に策定した『中期財政計画』や 9 ページの「今後の財政見通し（一般財源）の試算」による当市の財政状況と見通しは、次のとおり厳しく推移すると見込んでいる。

ア 島入の状況と見通し

経常的な一般財源収入の 7 割を占める市税収入は、近年横ばいで推移しているが、生産年齢人口（15～64 歳人口）が減少していることに伴い大幅な增收を見込むことができない。地方交付税※1 についても、毎年度減少しており、このような状況から、今後、一般財源※2 の増加を望むことは困難である。



なお、平成 26 年度から平成 30 年度までの普通交付税算定上的一般財源額（＝振替前基準財政需要額 A + 留保財源④）及び決算ベースの一般財源額（市税、県税交付金、地方譲与税、地方交付税等）は下表のとおりであり、平成 26 年度から平成 30 年度の間で前者は僅か約 3.9 億円の増加、後者は約 0.7 億円の減少となっている。

※1 地方交付税：国税の一定割合の額が、標準的な行政サービスの実施にあたり一般財源が不足する地方公共団体に交付されるもの

※2 一般財源：地方公共団体の収入のうち、使いみちを自由に決めることができる財源。市税、地方交付税、地方譲与税など

※3 グラフ中の「見通し」については、経常的な歳入は厳格に見込むとともに、経常的な歳出は、社会保障関係費において一定の伸びを見込み、さらに、令和 2 年度以降は歳出抑制のため物件費等で年間 4% の削減を見込んでいる。

普通交付税算定上的一般財源額 B = (①+②+③=A) + ④

(千円)

	振替前基準財政需要額 A		基準財政収入額①	普通交付税②	臨時財政対策債③	留保財源④	計 B(=①+②+③)+④
	基準財政需要額	臨時財政対策債					
H26	18,254,381		13,065,345	3,129,503	2,059,533	4,015,948	22,270,329
H27	18,424,698		13,520,751	3,129,855	1,774,092	3,949,056	22,373,754
H28	18,205,949		13,942,576	2,871,281	1,392,092	4,168,319	22,374,268
H29	18,390,812		13,981,337	2,859,365	1,550,110	4,149,426	22,540,238
H30	18,549,184		14,021,169	2,815,248	1,712,767	4,111,054	22,660,238

決算ベースの一般財源額（都市計画税及び特別交付税を除く）

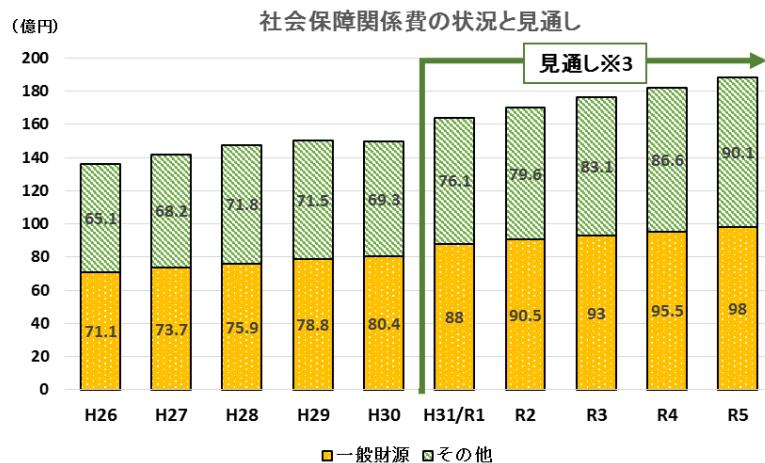
(千円)

H26決算	H27決算	H28決算	H29決算	H30決算
23,017,782	22,631,216	22,294,838	22,553,645	22,945,872

イ 峰出の状況と見通し

大規模な投資的事業の実施が続いたこともあり、峰出の総額は近年増加している。また、年々増加している社会保障関係費は、平成26年度から平成30年度までの間に一般財源ベースで約9.3億円増加しているが、一方、「ア 峰入の状況と見通し」の普通交付税算定上的一般財源額（＝振替前基準財政需要額+留保財源）は約3.9億円の増加にとどまり、また、決算ベースの一般財源額では、約0.7億円が減少している状況から、社会保障関係費の増加額は、一般財源の増加額と大きく乖離している。加えて、今後においても社会保障関係費は、老人人口（65歳以上人口）の増加や各種子育て施策の展開に伴い一般財源ベースで毎年度約2.5億円以上増えることが見込まれ、社会保障関係費をはじめとする義務的経費が市の財政を圧迫する極めて厳しい状況である。加えて、令和元年9月から新たに開設した生駒北学校給食センターの運営費用が必要となるほか、令和2年度からは、小・中学校及び幼稚園のエアコン整備に伴う公債費（市債元利償還金）や会計年度任用職員制度の開始に伴う人件費が増加する見込みである。

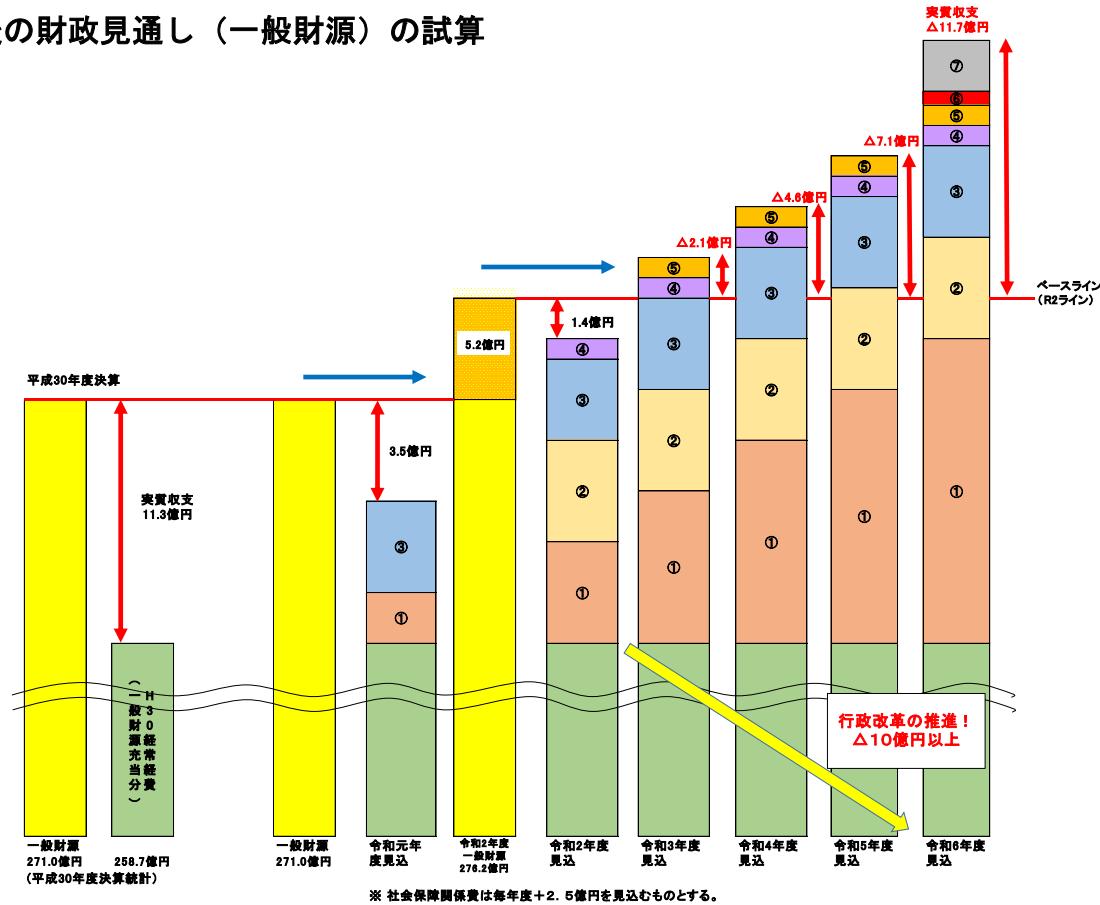
さらには、公共施設の約半分が建設から30年以上経過していることから、保全・改修等の費用が今後ますます必要となるが、中でも、清掃センターの老朽化に伴う更新費用に約100億円を見込んでおり、これらの経費の財源は市債を充てることとなることから公債費の増加により経常的な峰出はさらに増加する見通しである。



社会保障関係費(一般財源) (千円)

H26決算	H27決算	H28決算	H29決算	H30決算
7,110,945	7,371,034	7,588,016	7,880,069	8,037,173

今後の財政見通し（一般財源）の試算



一般財源

【収入額】

平成 30 年度一般財源 + 令和 2 年度以降地方消費税交付金増収額

【支出額】

- ⑦ 一般会計から国民健康保険特別会計への繰出金
(人件費、事務費相当分（現在休止中、令和 6 年度から再開見込み）)
- ⑥ 清掃センター更新公債費（市債元利償還金）（令和 4 年度から着工見込み）
- ⑤ 小中幼エアコン整備公債費（市債元利償還金）（令和元年度に工事完了）
- ④ 会計年度任用職員（制度導入に係る増加額）
- ③ 北学校給食センター（PFI 債務償還金及び市債償還金（令和元年度稼働開始））
- ② 幼児教育・保育無償化対応経費（毎年度 5.2 億円を見込む）
- ① 社会保障関係費（毎年度 2.5 億円の増加を見込む）

〈試算の前提条件（上記棒グラフの説明）〉

平成 30 年度決算においては一般財源の収入額は約 271.0 億円、それに対して支出額（事業等の翌年度への繰越に伴い必要となる額を含む。）は約 258.7 億円となり実質収支は 11.3 億円の黒字となっている。

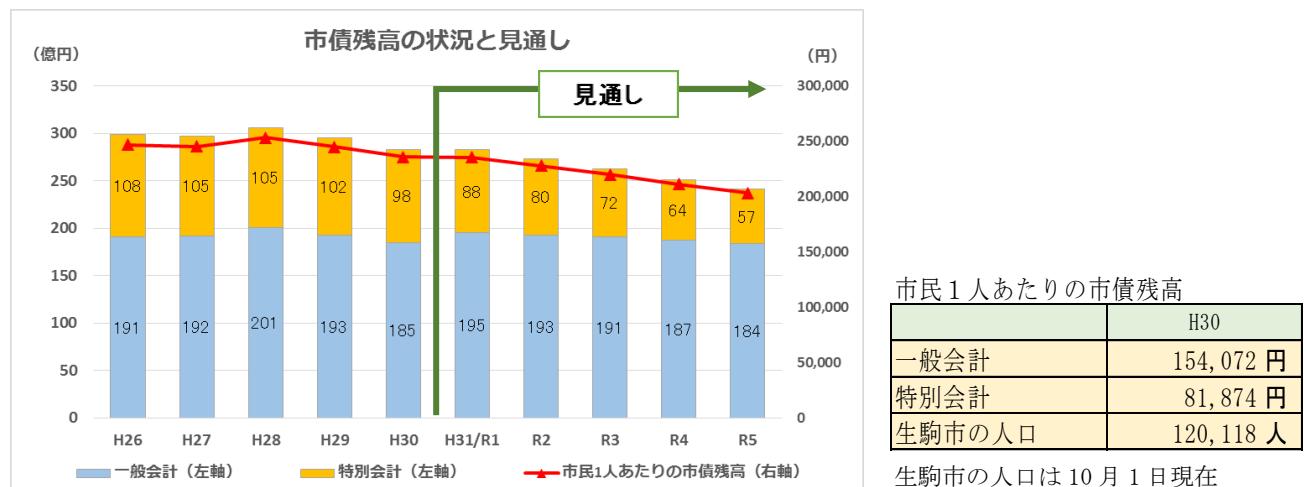
それを基に収入額は決算段階では各年度において対前年度増減が生じるものであるが、国の示す一般財源総額前年度実質同水準ルールのもと、令和元年度以降増減がないものとするが、ただし令和 2 年度以降は、地方消費税交付金増収額を見込むものとする。一方、支出額は令和元年度以降、新たに発生する財政需要①社会保障関係費、③北学校給食センター、④会計年度任用職員、⑤小中幼エアコン整備公債費（市債元利償還金）、⑥清掃センター更新公債費（市債元利償還金）、⑦一般会計から国民健康保険特別会計への繰出金を平成 30 年度支出額に加算し、②幼児教育保育無償化対応経費を令和 2 年度から加算した。

その結果、令和 6 年度の実質収支は約 11.7 億円の赤字となる。このことから、健全な行財政運営を継続するためには、行政改革により毎年度緑色部分の既存経費の約 10 億円以上の削減が不可欠である。

ウ 市債残高、公債費の状況と見通し

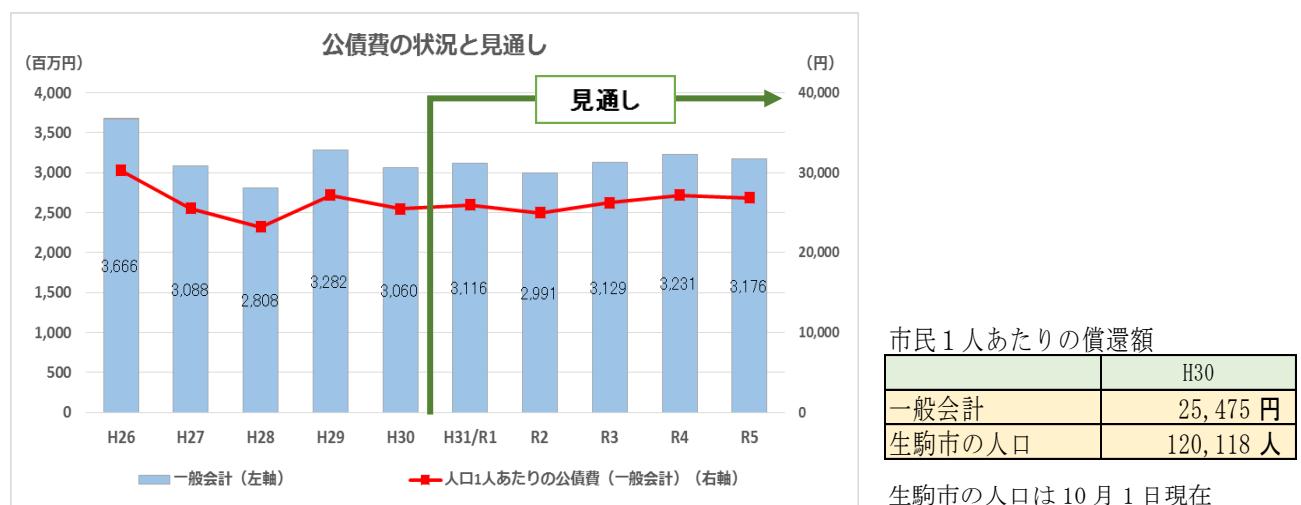
(ア) 市債残高の状況と見通し

市債残高は、平成 30 年度については、新規の借入が減少したこと、償還が進んだことにより、平成 29 年度と比較して一般会計において 8 億 1,600 万円減少した。新規の借入については、令和元年度に小・中学校及び幼稚園のエアコン整備で約 6 億円を借り入れ、令和 2 年度以降は道路整備、各種公共施設更新に伴う市債、臨時財政対策債等、毎年度約 28 億円の借入を行うものと見込んでいる。



(イ) 公債費の状況と見通し

平成 29 年度の公債費の歳出は、市債の繰上償還を行ったことで大きく増加し、それと比較すると平成 30 年度は一般会計において 2 億 2,200 万円減少した。今後においては、平成 30 年度から始まった生駒北小中一貫校整備に伴う市債の償還等により一定増加する見込みである。

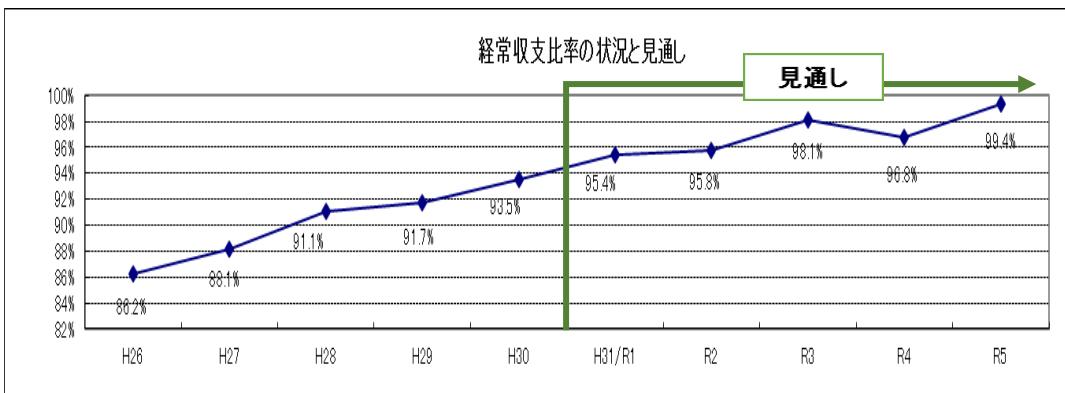


エ 財政指標の状況と見通し

平成 30 年度に策定した『中期財政計画』が示す財政指標は次のとおりである。

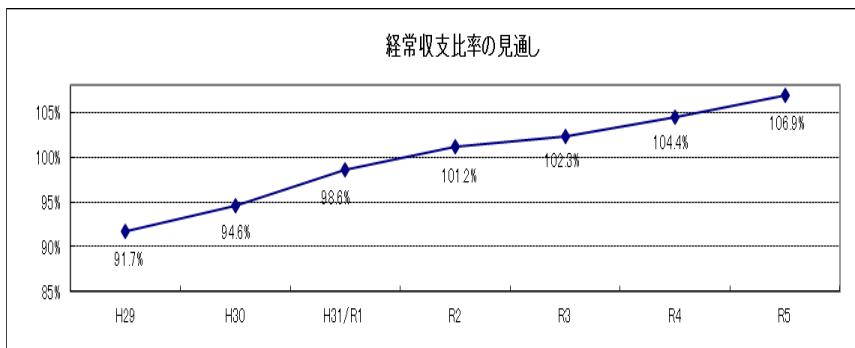
(ア) 経常収支比率

平成 28 年度以降、一般会計から病院事業会計に支出する負担金の増加等の影響から上昇（悪化）している。平成 30 年度は、下水道事業への繰出基準の変更により上昇した。今後においても、介護や医療など社会保障関係費等の増加とともに、上昇していく見込みである。



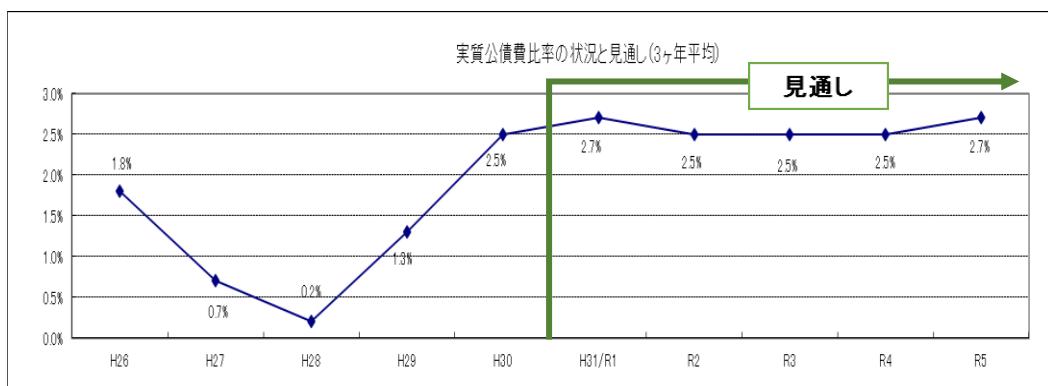
(参考)

右表は、平成 29 年度決算をベースに歳出増のみを見込み、令和 2 年度以降、物件費等で年間 4% の削減のない場合



(イ) 実質公債費比率

平成 30 年度は前年度と比較して、一般会計等の元利償還金及び下水道事業の準元利償還金が増加し、一方で公債費に充当可能な特定財源が減少したことなどにより、単年度の比率は前年度 2.8% から 4.1% に上昇し、3 ケ年平均でも 2.5% と上昇（悪化）した。今後においても一定上昇（悪化）していく見込みである。



以上のとおり、当市の今後の財政状況は、物件費等での年間4%の歳出削減を行っても令和5年度における経常収支比率が99.4%に至り、歳出削減を行わなければ経常収支比率が100%を超えるという非常に厳しい見通しである。

- 【市債】**：市債は、道路や公園、下水道などの基盤整備、学校施設の建設・改修など、大型の建設事業等を行うための財源。これらの公共施設の整備を行うには、一時的に多額のお金が必要となり、一度に支出するには負担が大きすぎるため、それを賄うために市債を借り入れ、財政負担の平準化を図る。後世代も受益者として考えられることから、市債の借り入れにより世代間の負担を公平にする効果もある。
- 【公債費】**：公債費とは、過去の市債の返済にかかる元利償還金と、一時借入金の利子。
- 【経常収支比率】**：市税、普通交付税など使いみちが自由で毎年決まって収入される財源の中に、人件費、公債費（借入金の返済金）などの毎年決まって支出される経費がどれだけ占めているかを表す割合。この比率が低ければ、自由に使えるお金が多くなる。
- 【実質公債費比率】**：通常水準の行政サービスを提供するために必要な財政規模（一般財源の標準財政規模）に対して、実質的な公債費（市債の元利償還金に加えて債務負担行為に基づく支出のうち適債性のある経費の支出など）相当額がどの程度の割合になるかを示す指標。返済の負担が多すぎないかチェックするもの。
- 【経常的な歳入】**：市税や普通交付税など毎年度経常的に収入が見込まれるもの。
- 【経常的な歳出】**：人件費、公債費、扶助費など毎年度経常的に支出されるもの。
- 【臨時的な歳出】**：一時的、偶発的な行政需要に対応して支出される経費及び支出の方法に規則性のない経費。
- 【基準財政需要額】**：普通交付税の算定の基礎となるもので、各地方公共団体が合理的、かつ、妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって算定された額。
- 【基準財政収入額】**：普通交付税の算定の基礎となるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、主に法定普通税に係る当該地方公共団体の標準的な収入に一定割合を乗じて算定された額。
- 【留保財源】**：法定普通税の標準的な税収入額に基準税率を乗じた額を基準財政収入額としている。法定普通税の標準的な税収入額と基準財政収入額の差額を留保財源と呼び、各地方公共団体独自の行政サービスに用いることができる。
- 【臨時財政対策債】**：地方交付税制度における地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法の特例として発行される地方債。地方公共団体の実際の借入れの有無に関わらず、その元利償還金相当額を後年度基準財政需要額に算入することとされている。

(3) 公共施設等の現状

『生駒市公共施設等総合管理計画（平成 28 年 3 月策定）』では、次のように方針を出している。

ア 公共施設等の現状

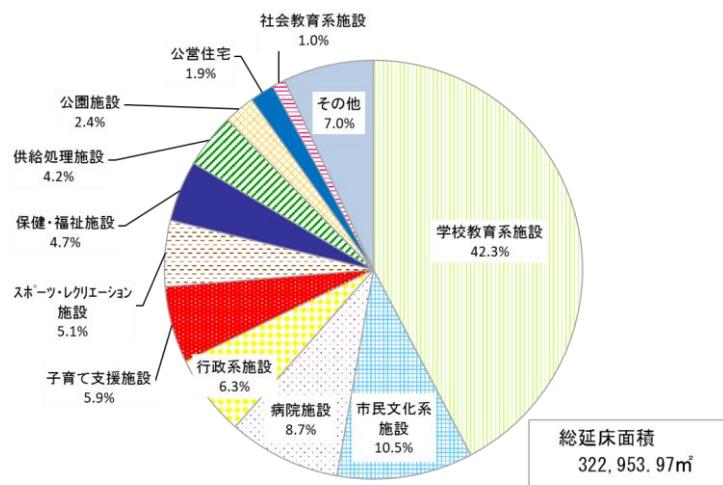
当市では、昭和 46 年（1971 年）の市制施行後、公共施設については、人口の急激な増加に併せて学校教育系施設や幼稚園・保育園等の子育て支援施設を整備し、平成 2 年（1990 年）以降は、コミュニティセンター等の市民文化系施設や清掃センター等の供給処理施設等を整備してきた。

保有する公共施設は、平成 27 年（2015 年）11 月末時点で 128 施設 280 棟、総延床面積は 322,953.97 m²で、用途別の保有状況は、学校教育系施設が最も多く、次いで市民文化系施設となっており、この 2 分類で全体の約 53% を占めている。

また、公共施設面積のうち 37.1% は旧耐震基準による建築であり、耐震工事を行っているが、老朽化は進んでいるため、維持補修費等の増加が懸念される状況である。なお、旧耐震基準の施設には、学校教育系施設も多く含まれている。

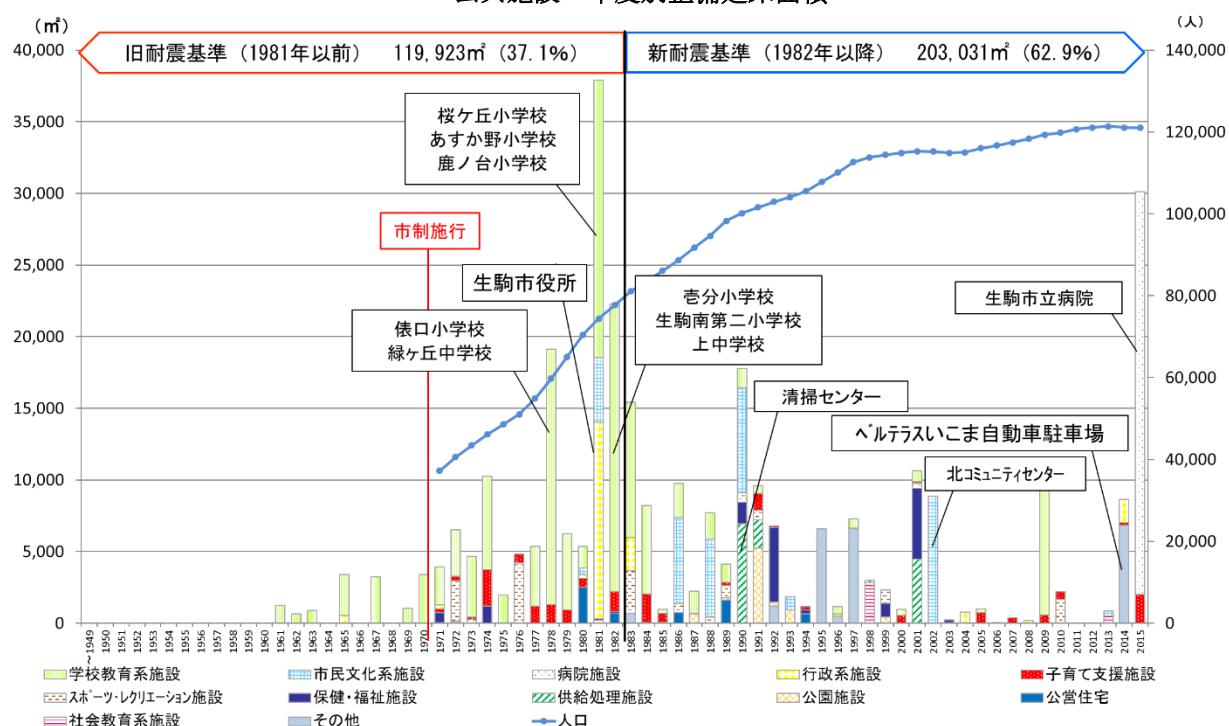
インフラ施設については、道路は平成 26 年度（2014 年度）末時点で 607,402m 整備しており、道路面積は、3,203,879 m² となっている。橋りょうについては、生駒市公共施設等総合管理計画策定期点で、耐用年数（60 年）を超えるものはない。上水道については、平成 26 年度（2014 年度）末時点において、耐用年数（40 年）を超える管路の割合は 14.8% であるが、生駒市公共施設等総合管理計画策定期点の 10 年後（令和 7 年度（2025 年度））には耐用年数を超える管路の割合は 47.4% と急激に増加する。下水道については、2014 年度末時点の下水道普及率は 65.8% となっているが、生駒市公共施設等総合管理計画策定期点の 10 年後（令和 7 年度（2025 年度））には整備開始当初に整備した管路が耐用年数（50 年）を超えるため、整備と併せて保全・更新も行っていく必要がある。

建物の内訳



(出典) 生駒市公共施設等総合管理計画

公共施設 年度別整備延床面積



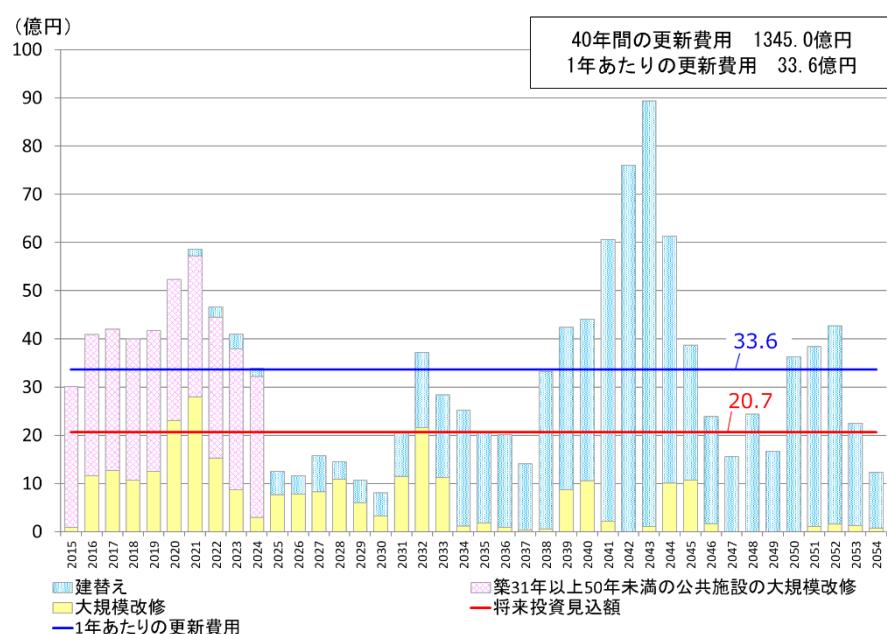
(出典) 生駒市公共施設等総合管理計画

イ 将來の更新費用の推計

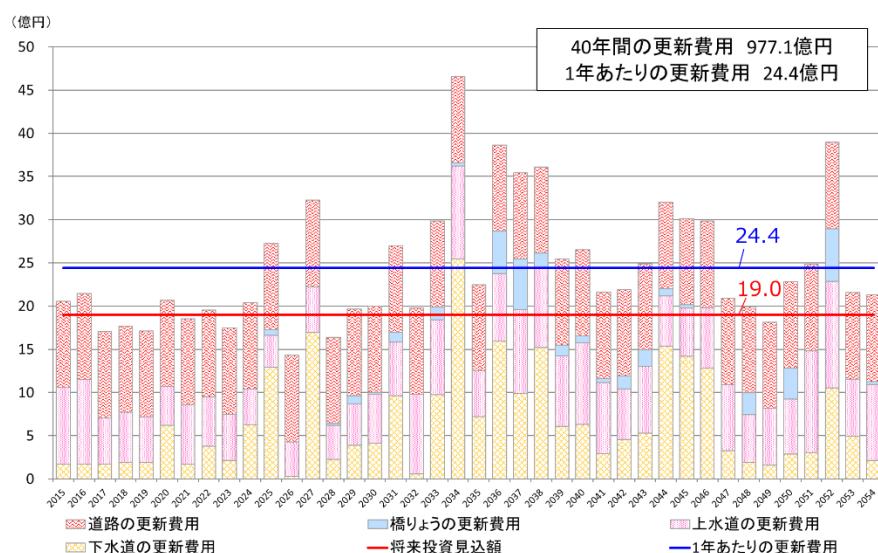
『生駒市公共施設等総合管理計画策定時点（平成 28 年 3 月）』で保有している全公共施設を維持した場合、公共施設の更新費用※は今後 40 年間で 1,345 億円、1 年あたり 33.6 億円と推計している。これは、将来投資見込額（1 年あたり 20.7 億円）の約 1.6 倍に相当し、全ての公共施設を同じ規模のまま維持し続けることは困難である。インフラ施設については、今後 40 年間で 977.1 億円、1 年あたり 24.4 億円の更新費用が必要で、これは、将来投資見込額（1 年あたり 19.0 億円）の約 1.3 倍に相当すると推計している。

※生駒市公共施設等総合管理計画策定時に使用した総務省の公共施設等更新費用試算ソフトの初期設定値による推計

公共施設の将來の更新費用の推計



インフラ施設の将來の更新費用の推計



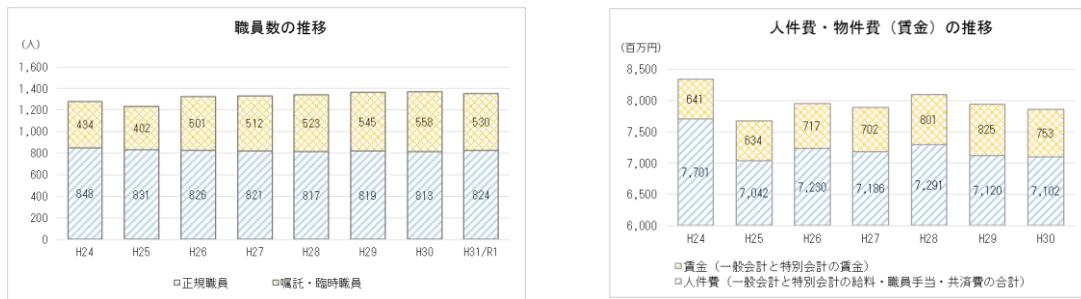
（出典）生駒市公共施設等総合管理計画

(4) 職員数の推移

ア 職員数及び人件費総額(人件費+物件費(賃金))の推移

職員数の推移をみると、平成 18 年度策定の行政改革大綱から一貫して職員数の適正化に取り組み、定員適正化計画を策定し、人員の見直しを行ってきたことから、正規職員数は平成 19 年度の 969 人から減少し、平成 31 年 4 月 1 日時点では 824 人となっている。

なお、職員数の減少に伴って嘱託職員及び臨時職員数は増加しており、平成 31 年 4 月 1 日時点で 530 人であり、人件費総額（人件費+物件費（賃金））については、過去 5 年間はほぼ横ばいで推移している。

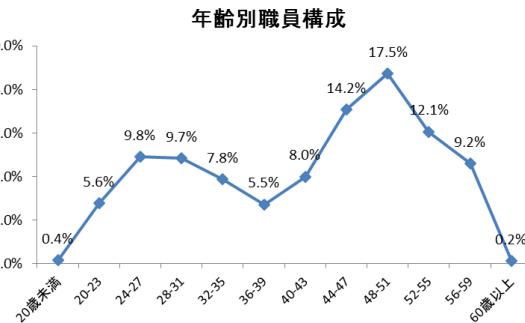


イ 年齢別職員構成の状況

平成 31 年 4 月 1 日時点の年齢別職員構成をみると、20 歳未満～39 歳の職員が 319 人、40 歳～59 歳の職員が 503 人で、この比率は 4 対 6 となっている。持続可能な組織であり続けるためには、毎年度一定人数の新規・中途職員を採用することなどにより、世代に偏りのない職員構成とする必要がある。

	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	3	46	81	80	64	45	66	117	144	100	76	2	824

平成31年4月1日時点



ウ 退職者数の増加

今後 15 年間で約 400 人の職員が退職を迎えることになる。在職年数が大幅に低下することによる経験不足に対応するための対策を講じることが求められる。

エ 人件費総額の管理

「ア 職員数及び人件費総額の推移」で見たとおり、正規職員数の減少に伴って臨時職員等の数は増加している。適正な人件費総額を念頭におき、会計年度任用職員制度の運用が始まることもあり、今後、臨時職員等については、就けようとする職の職務、勤務形態に応じた配置を行った上で、正規職員との数のバランスを検討していく必要がある。

3 行政改革大綱の継続・充実の必要性

(1) 前行政改革大綱の取組を踏まえた課題

前行政改革大綱は、地域の特性を活かした魅力ある生駒市を実現するために、「創意工夫のできる自律型自治体へ変革すること」を改革の基本目標とし、行政運営の仕組の改革に取り組んできた。平成18年度策定の行政改革大綱と合わせると、行政改革の取組は10年間に及び、その必要性が職員一人ひとりに意識付けされ、一定の成果を上げてきたところであるが、人口減少と少子高齢化の進行等により、当市には依然として次のような課題がある。

○財政健全化の取組

生産年齢人口の減少などにより、市税収入の大幅な増収を見込むことができない一方、社会保障関係費の増加が一般財源ベースで毎年約2.5億円、施設の老朽化による維持補修費等が、現行の『生駒市公共施設等総合管理計画』では毎年約33.6億円見込まれるなど、財政の硬直化が予測されるため、健全化に取り組む必要がある。

○市民ニーズの多様化への対応

福祉・子育て支援をはじめ市民ニーズはますます多様化・複雑化している。これに対応するため、前行政改革大綱では「協働」を基本理念として取組を進めてきたが、十分ではない。

○行政サービスの維持

職員数の適正化に取り組み削減を行ってきたが、今後、定年退職者が増加するため職員の経験年数が低下する。行政サービスを維持していくためには、効果的・効率的な事務の実施に加え、経験不足を補う仕組の構築が必要である。

さらに、前行政改革大綱の取組の評価では、目標とする項目や目標値の設定に課題があることを理由に、D評価(取組が不十分)となった事例もあることから、具体的な目標の検討にあたっては、その実現性も踏まえてより明確なものとするよう見直さなければならない。

(2) 新たな行政改革大綱の必要性

厳しい社会経済情勢の中にあっても、当市は市民に一番身近な基礎自治体として行政サービスを継続していかなければならない。そのためには、市民ニーズを的確にとらえながら事務事業の見直しを行い、市民ニーズに合った行政サービスを優先的・重点的に取り組む行政運営を行っていくことが求められる。そのためには(1)の「財政健全化の取組」「市民ニーズの多様化への対応」「行政サービスの維持」という課題を、常に念頭に置かなければならぬ。

『生駒市民憲章』前文では、「生駒山の豊かな緑に育まれ、自然と歴史と文化が調和しながら発展しつづける生駒市」に「住むことへの愛着と誇りをもって、みんなの夢がかなうまちをきずく」とあり、また、『生駒市自治基本条例』前文では、「将来にわたり、すべての市民の人権が尊重され、人と自然が共生する、安全で安心な、健康で活力のある、文化の薫り高いまち」と謳っている。当市が、生駒市民憲章及び生駒市自治基本条例がめざすまちに発展していくためには、積極的な行政改革の取組が必要である。

第2 行政改革大綱の基本的な考え方

1 行政改革大綱の位置付け

行政改革大綱は、事業の必要性の判断を通して、『第6次生駒市総合計画』における将来都市像の実現に向けた施策・事業の積極的な展開をバックアップし、効率的・効果的な行政経営を推進するため、市が取り組むべき改革の考え方・あり方を明らかにするものである。

2 第6次生駒市総合計画の推進

生駒市では、当市の最高規範である『生駒市自治基本条例』による市政運営の基本ルールに則り、平成31年3月に策定した『第6次生駒市総合計画』において、将来都市像やまちづくりの目標を明らかにするとともに、各分野の施策と取組を具体的に示してまちづくりを進めている。

◎将来都市像 「自分らしく輝けるステージ・生駒」

◎まちづくりの目標

- 「(1)安全で、安心して健康に暮らせるまち」
- 「(2)未来を担う子どもたちを育むまち」
- 「(3)人権が尊重され、市民が輝く、文化の薫り高いまち」
- 「(4)人と自然が共生する、住みやすく活動しやすいまち」
- 「(5)地域の資源と知恵を活かし、魅力と活力あふれるまち」
- 「(6)持続可能な行財政運営を進めるまち」

◎まちづくりの基本的な考え方

第6次生駒市総合計画に基づくまちづくりを実現する上で、常に踏まえるべき共通の基本的な考え方は次のとおりである。

市民主体のまちづくり

まちづくりの主体は市民である。市民主体のまちづくりの基本ルールを定めた生駒市自治基本条例等に基づき、市民の参画、市民・事業者・行政の協働を推進する。

自助・共助・公助

身近な暮らしに関わるまちづくりにおいては、まず「自助」（自分自身が行う）、次に「共助」（周囲や地域が協力する、社会保険制度で支え合う）、そして「公助」（行政が支援し、補完する）という考え方（補完性の原理）を基本とする。

多様な主体との協創によるまちづくり

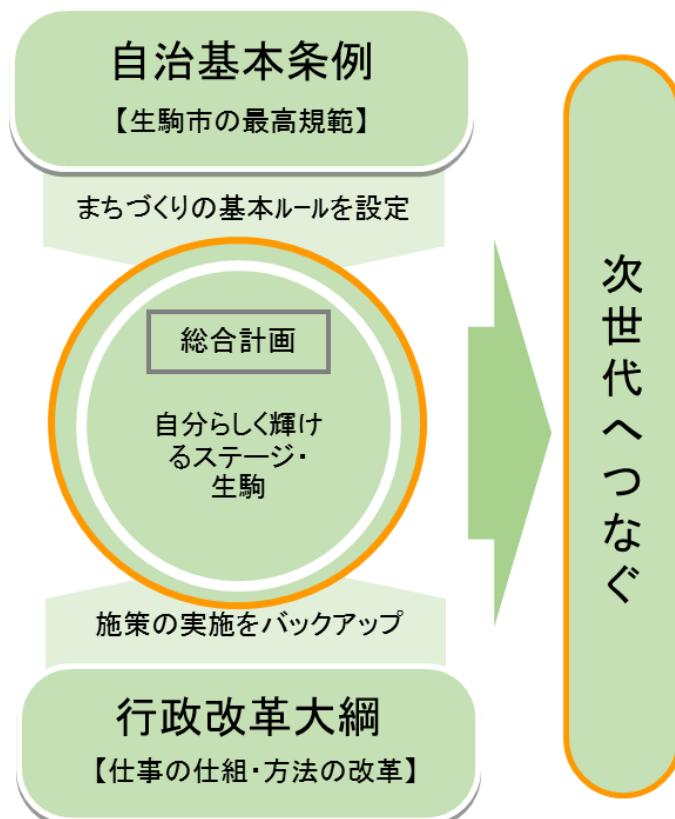
個人のライフスタイルや価値観の多様化が進み、地域社会の担い手不足など地域課題はますます高度化、複雑化している。1人では解決できない課題も、市民、NPO、事業者等の民間主体が相互に、あるいは民間主体と行政など本来価値観の異なる主体が有機的に連携することで課題解決の可能性は高まる。多様な主体が緩やかにネットワークを形成し、互いが共有できる価値や解決策を創造する「協創」のまちづくりを進める。

3 行政改革の目的

行政改革大綱では、行政組織や業務の簡素・効率化を中心に取り組んできたこれまでの行政改革を継承しつつ、これらを更に発展させ、職員・組織・仕事の質の向上や市民、事業者等との協働を基調とした行政運営の仕組・規範の改革を実行するとともに、成果を重視し、財政の安定化を図ることで、持続可能な行財政運営を実現する。

今後、市税収入の大幅な増収が見込めない中で社会保障関係費が増加すること等に加え、公共施設やインフラ施設の更新が見込まれるため、当市を取り巻く課題に対して迅速かつ的確な対応ができなければ、健全な行財政運営を損なうこととなり、市民サービスの急激な低下につながる。こうした困難な局面に陥ることなく、引き続き市民にとって住みやすさを実感できるまちづくりを推進していくためには、行政改革を徹底し、歳出削減等に取り組む必要がある。

これによって、時代に合った行政サービスを維持し、『生駒市自治基本条例』に基づき、第6次生駒市総合計画を実現することで、持続可能な行財政運営を「**次世代へつなぐ**」ことを目的とする。



第3 目標と方針

1 目標

(1) 基本目標

人口減少と少子高齢化等、市を取り巻く環境が大きく変化する中で、将来にわたって住み続けたい魅力ある生駒市を実現するために、限られた資源の中で必要な行政サービスを提供するとともに、市民をはじめとする多様な担い手との協働により、「将来世代に負担を先送りしない持続可能な行財政運営を実現」を改革の基本目標とする。

将来世代に負担を先送りしない持続可能な行財政運営を実現

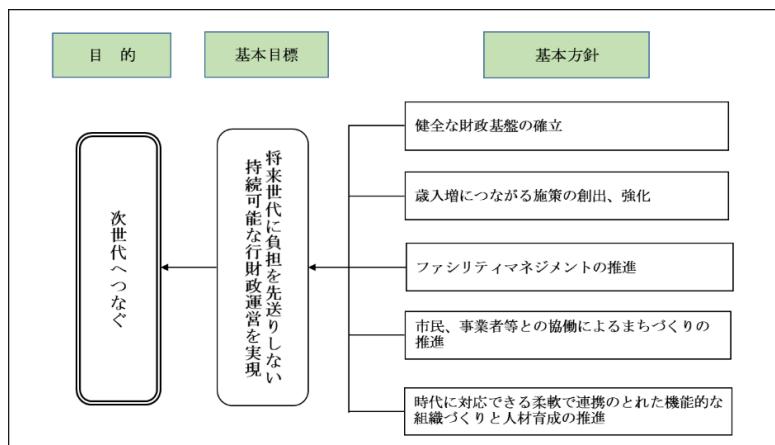
(2) 数値目標

将来世代にわたって持続可能な行財政運営を実現するためには、市税等自主財源の安定的な確保と歳出の見直しを行う必要がある。9ページの「今後の財政見通し（一般財源）の試算」で示したとおり、毎年度一般財源ベースで約2.5億円の増加が見込まれる医療、介護、子育て施策といった社会保障関係費に加え、新たに発生する財政需要を賄いながら健全財政を維持するためには、以下の5つの基本方針に従い5年間で経常経費を10億円以上削減する必要がある。

令和2年度から令和6年度の5年間で10億円以上の経常経費の削減

2 基本方針

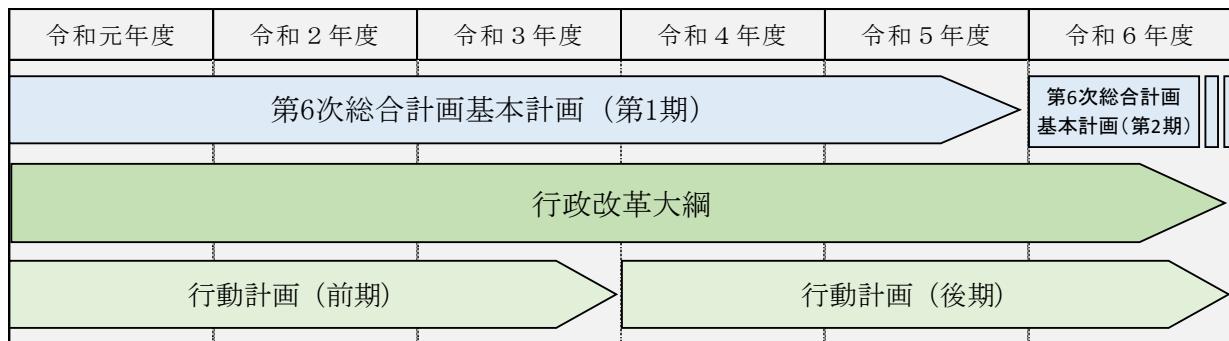
基本目標である「将来世代に負担を先送りしない持続可能な行財政運営を実現」するために、市民への情報公開を基本としながら、「健全な財政基盤の確立」「歳入増につながる施策の創出、強化」「ファシリティマネジメントの推進」「市民、事業者等との協働によるまちづくりの推進」「時代に対応できる柔軟で連携のとれた機能的な組織づくりと人材育成の推進」の5つの基本方針に基づいて、行政改革に取り組む。



第4 推進期間

行政改革大綱の推進期間は、令和元年度から令和6年度までの6年間とする。

この行政改革大綱で掲げた目標を実現するために、具体的な取組を「行動計画」として定め、その取組期間を前期（令和元年度～令和3年度）と後期（令和4年度～令和6年度）に分け、毎年度、取組項目ごとに目標の達成状況・効果を検証し、社会情勢を踏まえ、必要に応じて行動計画の見直しを行っていく。



第5 基本方針

1 健全な財政基盤の確立

～各種財政指標に留意した選択と集中による行財政運営に取り組む～

11 ページで述べたとおり、平成 30 年度における当市の経常収支比率は 93.5% で、100% を下回ってはいるが今後上昇することは必至である。経常収支比率は、上昇すると投資的経費などの臨時的な財政需要に対して余裕がなくなるだけでなく、新規施策の財政需要にも応えることができなくなる。

そのため、当市が持続的に発展を遂げるためには、社会や市民ニーズの変化に伴って行政が行う意義が薄れた事業を見直し、経常的な経費を中心とした歳出の削減、重点施策の選択実施など、行政改革や執行管理の徹底などにより計画的な行財政運営に取り組んでいかなければならない。

また、国や県などの補助制度の有効活用、サービスの利用者と未利用者との負担の公平性を確保する適正な受益者負担の設定など、引き続き財源確保に努めることで、防災、防犯、社会保障等の市民生活に安心感を与える分野は元より、市の発展につながる戦略的な分野にも財源を重点的に配分できる、持続可能な行財政体制を構築する。

【主な取組項目】

- 財政計画に基づく経常収支比率等の指標管理
- 事務事業の見直し

2 歳入増につながる施策の創出、強化

～人的資源と地理的資源を活かし歳入増に取り組む～

今後厳しい財政状況が見込まれるなか、必要な行政サービスを展開していくための財源の確保は、地方公共団体における重要な課題である。

まず、自主財源の中心となる市税収入については、市税の徴収事務と滞納整理の着実な実施により徴収率の維持・向上に努めるほか、税収を増やす取組として、市民生活における利便性や安全・安心な生活環境を向上させることで、空き家の流通促進などニュータウンの再生に取り組み、子育て世代の転入・定住につなげる。

また、既存企業の支援を進めるとともに、都市計画の規制の見直し、道路、下水道など都市基盤整備も含め企業誘致に引き続き取り組み、また、自然、歴史などの地域資源を活かした観光や農業をはじめとする産業の振興を進め、地域経済を活性化させる。

さらに、寄附やクラウドファンディングを活用するなど、市の収入の多様化を図る取組を行う。

【主な取組項目】

- 市税の収納対策の推進
- 地域経済の活性化
- 空き家対策の推進
- 農業の振興
- 観光の振興
- 寄附の促進
- 歳入増につながる施策の創出、強化

3 ファシリティマネジメントの推進

～公共施設の現状をハードとソフトの両面から把握し、更新・統廃合等を図る～

次世代に多額の更新費用を負担させないために、公共施設の総量を抑制して維持管理費の縮減に努め、『生駒市公共施設等総合管理計画（平成28年3月策定）』で定めた「公共施設等の適正配置」「民間活力の導入」「長寿命化の推進」の方針に沿った取組を推進する。

○「公共施設等の適正配置」「民間活力の導入」

各施設の現状を把握して評価を行い、今後の方向性を決定する『生駒市公共施設マネジメント推進計画』を策定したうえで、個別施設毎の対応方針を定める計画として『個別施設計画』を策定し、公共施設の統廃合や複合化などを市民の利便性も考慮しながら、市民とともに進める。

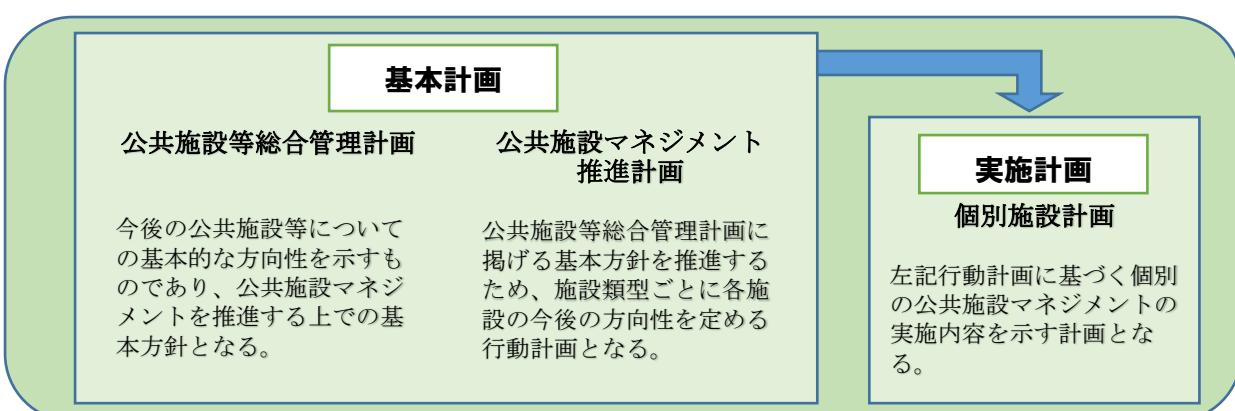
○「長寿命化の推進」

『生駒市公共施設保全計画（平成29年10月策定）』に基づき、建築物の安全性及び機能性を維持し、長寿命化を図るとともに、維持補修費の見通しを把握し、財政負担の平準化を図る。

なお、インフラ施設については、広域化の検討を行うとともに、長寿命化を図る。

【主な取組項目】

○公共施設の最適化・長寿命化



4 市民、事業者等との協働によるまちづくりの推進

～『生駒市自治基本条例』に基づき、多様な主体による協働のまちづくりに取り組む～

当市では、まちづくりの最高規範である『生駒市自治基本条例』において、「参画と協働」を基本原則の一つに位置付け、多様な主体による協働のまちづくりを推進している。

行政だけではなく、市民、地域コミュニティ、事業者、N P O、大学等の教育機関、各種団体といった多様な主体が連携し、協働を促進することで、地域の課題に対してきめ細かな対応を行うことが可能となる。

そのためには、公共を担う主体となり得る人材や団体の育成支援を行うべく連携の強化に加え、アウトソーシングの手法やクラウドファンディングの活用についても検討していく。当市には、企業で活躍し経営のノウハウを持つなどスキルの高い市民や、様々な形でまちづくりに関わっている市民が多くいることから、これら市民の力を借りて協働を担う人材の育成支援を行うなど、協働を進めていく。

さらに、計画策定や事業実施、評価等の過程における市民参画を推進し、市民が求めている情報の把握に努めて市の現状を共有するための広報紙やホームページ、S N S 等様々な手法や媒体を通じて市民が入手しやすい方法での情報発信や情報公開等を行い、開かれた市政の一層の推進を図る。

【主な取組項目】

- 市政情報の分かりやすい情報提供・効果的な情報共有
- 情報共有の充実に向けたツールの活用
- 市民自治協議会の設立拡大と活動支援
- 市民、事業者、N P O等との協働によるまちづくり
- 市民のまちづくりへの参画

5 時代に対応できる柔軟で連携のとれた機能的な組織づくりと人材育成の推進

～スマートシティを見据えた「スマート自治体への転換」を図る～

厳しい財政状況に対応し、多様化する市民ニーズによる課題を解決して、「将来世代に負担を先送りしない持続可能な行財政運営を実現」するために、行政課題について分野横断的に迅速な意思決定や機動的な対応ができる体制を整えるとともに、複数課で連携して課題解決にあたるなど調整機能を充実させる。また、近隣市町村との連携の検討も行う。

さらに、まちづくりへの情熱を持ち新たなことに挑戦できる人材を確保するため、採用改革を継続し、政策能力の向上や情報化推進を担える職員の育成を目指した研修制度と人事評価制度を活用して、意欲と能力を持った人材を育成する。

国は、今後生産年齢人口が減少することから、令和 22 年（2040 年）には、「従来の半分の職員でも自治体として本来担うべき機能が発揮でき、量的にも質的にも困難さを増す課題を突破できるよう仕組を構築する必要がある」として、「スマート自治体への転換」の必要性を示している。

スマート自治体とは、AI※1 やロボティクス等を活用して効率的にサービスを提供する自治体のことである。情報化を促進し、効率的に業務を行うことができれば、職員は、政策的な業務により取り組むことができ、市民サービスの向上を図ることができる。また、今後見込まれる職員の大量退職に伴う経験不足にも対応できる可能性がある。さらに、今後取組が進められるスマートシティ※2 への検討も行っていかなければならないことから、スマート自治体への転換を目指して情報化推進に関する情報を収集、共有するとともに、情報化に対応できる職員を育成する。

【主な取組項目】

- 行政需要を踏まえた職員数の適正管理
- 効率的で効果的な組織体制の整備
- AI や ICT※3 の利活用等による情報化の推進
- 職員の意欲・能力の発揮を促す柔軟かつ適正な任用の推進
- 職員の資質向上・能力開発の推進
- 多様な人材の確保

※1 AI：人工知能。人間が持っている、認識や推論などの能力をコンピュータでも可能にするための技術の総称

※2 スマートシティ：IoT（Internet of Things：モノのインターネット）などの先端技術を用いて、基礎インフラと生活インフラ・サービスを効率的に管理・運営し、環境に配慮しながら、人々の生活の質を高め、継続的な経済発展を目的とした新しい都市のこと

※3 ICT：情報通信技術。Information and Communication Technology の略称

第6 推進手法

1 推進体制

この行政改革大綱に基づく取組は、学識経験者、団体代表、公募市民で構成する生駒市行政改革推進委員会からの答申を尊重し、市長、副市長、教育長、水道事業管理者と全部長で構成する生駒市行政経営会議を中心として、全庁的に推進する。この取組に関しては、部長を通じて課長（所属長）からすべての職員に周知し、職員間の情報格差の解消を図る。

2 進行管理

この行政改革大綱の推進にあたっては、基本方針に基づく具体的な取組項目とその目標を示す「行動計画」を定めて取り組む。

行動計画は、毎年度、行政改革推進委員会において、前年度末の進捗状況についての評価を実施し、行政経営会議で、取組の実施内容を確認し、改善の可能性について調整を図る。

進捗の評価にあたっては、取組を実施したかどうかではなく、それぞれの取組内容の目標を達成したか（成果はあったか）という視点を重視して実施するものとし、数値目標を設定する項目については、推進期間の最終年度の目標値だけではなく、毎年度ごとに達成すべき目標数値を引き続き明確化する。

また、行政改革推進委員会から提言を受けた内容をはじめ、これまでの行政改革の取組のうち必要な事項についても、進捗状況や成果を継続的に確認していく。

この行政改革大綱の進捗に関する情報は、市の広報紙やホームページ等を通じて市民に公表し、職員へのフィードバックも行うことで情報を共有化するとともに、市議会との連携を密にし、理解と協力を得られるよう努める。



生駒市行政改革大綱

令和元年●月

生駒市 総務部 財政経営課
〒630-0288 奈良県生駒市東新町 8 番 38 号
電話 : 0743-74-1111 (代表) FAX : 0743-74-9100
<http://www.city.ikoma.lg.jp/>